

山梨県弁護士協同組合

企業に身近な弁護士
契約など日頃の企業防衛を

ACTIVE KUMIAI

「弁護士業を行う事業者であること」という組合員資格を定めている山梨県弁護士協同組合(田邊護理事長)を訪ねました。名前のとおり弁護士で構成する協同組合であって、全国で46組合となり各地の弁護士会をベースにして山梨では昭和55年に設立されました。県内弁護士のほとんどが組合員となって共同購買を中心に弁護士業を補完する経済事業を行っております。この度理事長が平出馨氏から田邊護氏に交代され、事務局も裁判所東の弁護士会に移り丹沢さんが事務を引き継ぎましたのでこの機会に普段なじみのない方々に弁護士の活用についてのアピールをお願いしました。

一番良い結果をもたらすのはやはり、法の専門家である弁護士！

日本は法治国家であり、全ての争いは法的に解決できる仕組みが取られています。従って、紛争は法の専門家である弁護士に相談することが一番良い結果をもたらします。自分に合った弁護士に依頼するのが重要なポイント！

会社の経営者はなじみの税理士、司法書士などに弁護士を紹介してもらおうのも良いでしょう。また、山梨県弁護士会のホームページ<http://www.yama-ben.jp/>の弁護士紹介を参考にするのも一つの方法です。

なお、相談の入り口として利用し易いよう法律相談センターを設け、山梨県弁護士会館等において、様々な法律相談(十力所の無料相談、三力所の有料相談 30分5,250円〜6,300円)(HP参照)体制を整えています。ご利用の際は、短時間であることに留意して

事実関係を時間の流れに沿って整理しておくこと

関係資料を持参すること

事案は包み隠さず述べることを心がけて下さい。

とのことですよ。お話を伺っていて、いざという時より日頃の弁護士の協力による企業防衛の必要性を感じました。



組合事務所は山梨県弁護士会内に置いています



弁護士記章は、表面を十六弁のひまわりの花とし、その中心部に秤一台を配しています。ひまわりは正義と自由を、秤は公正と平等を意味しており、弁護士は自由と正義、公正と平等を追い求めることを表しています。